

建物総合損害共済業務規程施行細則

[制 定] 平成27年2月18日

[最終改正] 平成28年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、建物総合損害共済業務規程（以下「規程」という。）第35条の規定に基づき、規程の施行に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 規程第2条第2号に規定する建物は、地下に設けられた事務所等を含み、規程第3条第2項に規定する付属設備にあたらぬ浄化槽、水道管等の地下埋設物は含まない。

2 規程第2条第3号に規定する工作物は、次に定めるものをいう。

- (1) 液体、固体又は気体を運搬、貯蔵、処理、圧力維持等をするために設置された構築物
- (2) 土地又は空間を区画し、転落又は衝突を防ぐために設置されている構築物
- (3) 遊戯、娯楽、鑑賞、休息又はスポーツのために設置されている構築物
- (4) 展示を目的として設置されている構築物
- (5) 案内、誘導、警告又は通知のために設置されている構築物
- (6) 歩行者の移動を補助するために設置されている構築物
- (7) 放送、通信又は送電のために設置されている構築物（公設通信ケーブル及びこれを設置するための支柱等の設備を除く。）
- (8) 前各号に類する物のほか、常務理事が認めるもの

(再調達価額)

第3条 規程第2条第5号に規定する再調達価額の算出方法は、次の各号に掲げる建物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める価額に本会が別に定める年次別建築費指数表から得られる建築費指数を乗じて算出した価額とする。

- (1) 建築年及び建築価額が判明している建物 建築価額
- (2) 建築年又は建築価額が不明な建物及び年次別建築費指数表から該当する建築費指数が得られない建物 別表第1に定める単価に当該建物の延床面積を乗じて算出した価額

- (3) 昭和39年以前に建築された木造学校建物及び建築年が不明な木造学校建物 前2号の規定にかかわらず、別表第2に定める単価に当該建物の延床面積を乗じて算出した価額
- (4) 改築、一部取りこわし等により建物の価額が変動したために前3号のいずれか一によって算出することが適当でない認められる建物 当該建物を再評価した価額
- (5) 文化財保護法に基づき国宝若しくは重要文化財の指定を受けた城郭その他の歴史的建造物又は本会が特に認める建物 当該建物と同種、同程度の建物を再築するに必要な費用を積算によって算出した価額

2 前項の規定により建物の再調達価額を算出するにあたり使用する年次別建築費指数表は、当該建物に係る共済委託契約の共済期間の初日が属する年度の表を適用する。

(支払責任)

第4条 規程第5条第1項第1号に規定する火災による損害は、通常の用法の範囲外の火力による燃焼作用で、火が自力で延焼しうる状態により生じた損害をいう。

2 規程第5条第1項第2号に規定する落雷による損害は、共済の目的に直接落雷によって生じる共済の目的の破損、炭化、溶融等の損害及び共済の目的近くの落雷によって生じる異常電流の作用で共済の目的が被る損害をいう。

3 規程第5条第1項第3号に規定する破裂又は爆発による損害は、気体若しくは蒸気の急激な膨張を伴う破壊又はその現象により生じた損害をいい、破裂又は爆発により生じた火災による損害を含む。

4 規程第5条第1項第4号に規定する建物、工作物又は屋外動産の外部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊による損害は、航空機の墜落又はその付属品若しくは積載物の落下、投下物、車両運行時の小石の跳ね飛ばし、立木の倒壊等による建物、工作物及び屋外動産に生じた損害並びに建物、工作物又は屋外動産の外部から物体が飛び込み、建物、工作物又は屋外動産の内部及び収容動産に生じた損害をいう。

5 規程第5条第1項第5号に規定する車両は、自動車、原動機付自転車、人力車、自転車、リヤカー及び鉄道車両をいい、これらに積載された物による損害も車両による衝突及び接触による損害を含む。

6 規程第5条第1項第6号に規定する騒じょう若しくは労働争議又はこれらに類似の集団

示威行動に伴う暴行による損害は、群集又は多人数の集団の行動によって、数世帯以上又はこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態(規程第13条第2項第1号に定める「暴動」の程度に至らないもの)によって生じた損害をいう。

7 規程第5条第1項第7号に規定する破壊行為による損害は、第三者の意思に基づく行為により委託物件を害してその本来の機能、効用の全部又は一部を失わせることによって生じた損害をいう。なお、目的の如何を問わず、共済の目的を破壊して、その物を盗難した場合を含む。

8 規程第5条第1項第8号に規定する風災は、台風、旋風、暴風をいい、水災は、台風や暴風雨等に伴う洪水、高潮等によって生じた損害をいう。

9 規程第5条第1項第9号に規定する雪災による損害は、積雪、なだれ、あられ、ひょう(融雪洪水、すが漏れを除く。)等により生じた損害をいう。

10 規程第5条第1項第10号に規定する土砂崩れによる損害は、降雨、融雪等の自然現象、道路及びダム建設、宅地及び森林の開発等人工的な土地の改変により、地すべり、崖崩れ、土石流、山崩れ又は巨岩の落下によって生じる損害をいい、土地の陥没による損害は含まない。

11 規程第5条第2項に規定する1回の事故は、一構内に存在する物件に同一原因により生じた損害をいう。

12 前項に定める一構内は、囲いの有無を問わず、委託物件の所在する場所及びこれに連続した土地で、共済委託団体によって占有されているものをいう。この場合、公道、河川等があっても構内の連続は中断されない。

(復旧するために支出した費用)

第5条 規程第7条第1項第1号に規定する費用は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 規程第29条第1項第1号に規定する損害の拡大の防止及び軽減に資する応急処置に要した費用並びに消火活動に要した費用
- (2) 規程第29条第1項第3号に規定する権利の保全又は行使に必要な費用
- (3) 法令による制限その他やむを得ない事由により発生する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、最小限必要な残存物の取り片付け費用、残存物の廃棄に要した運賃、据付機械装置等の運搬費用及び処分費用その他これに類する費用。た

だし、災害共済金の請求に必要な書類等の取得に要した費用（証明書の手数料、設計書料、作業報告書作成料、写真代等）を除く。

（共済委託契約の終了の特例）

第6条 規程第12条に規定する共済責任額以上のときとは、共済の目的が動産で共済目的見積価額が複数の単一の動産の合計である場合は、その複数の単一の動産すべてを合計した共済責任額以上のときをいい、滅失したときとは、その複数の単一動産のすべてが滅失したときのことをいう。

（委託申込の単位）

第7条 規程第15条第1項及び第3項並びに第16条第3項に規定する共済の目的ごととは、次の単位をいう。

- （1） 建物 一つの建物単位
- （2） 工作物 1基単位
- （3） 動産 1基又は1点単位

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる共済の目的は、一つの共済委託申込の単位とすることができる。

- （1） 区分所有されている建物の専有部分及び共用部分
- （2） 一構内に建築されている、同一規格の建物（1棟ごとの用途、構造、延床面積、建築年月及び建築価額が同じもの）
- （3） 一構内に構築されている、同一規格の工作物（1基ごとの用途、構造が同じで、かつ共済責任額を均一にするもの）
- （4） 前項又は本項第2号若しくは第3号により一つの共済委託申込みの単位とした共済の目的に収容されている動産。ただし、次に掲げるものは、1基又は1点単位としなければならない。

イ 貴金属及び宝石類、書画骨とう、彫刻その他の美術品、稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに類するもの

ロ 美術館の収蔵美術品又は博物館、資料館等の陳列及び展示品で、1点の価額が100万円以上のもの

- （5） 一構内に野積みにされている集合動産、又は車庫外に留置されている車両の類

(6) 屋外に常置されている据付機械装置

3 前項第4号ただし書きに掲げるものは、共済委託申込書に1基又は1点ごとにその品名を明記しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、公設通信ケーブル及びこれに付随する設備は、一つの共済委託申込みの単位とすることができる。

(予託申込みによる本会の支払責任開始の特例)

第8条 規程第16条第2項の規定にかかわらず、自然災害等により直ちに共済委託契約を予託申込み当日に成立させる必要があるときは、予託申込みの意思表示が本会に到達した時に、共済委託契約が成立したものとみなすことができる。

(共済基金分担金の端数切捨て)

第9条 規程第18条第2項及び第3項により計算した共済基金分担金の額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。ただし、計算の結果が1円に満たない場合は1円(最低共済基金分担金額)とする。

(共済基金分担金の納入遅延について理事長があらかじめ認める事由)

第10条 規程第18条第5項に定めるやむを得ないものとして、以下の場合は理事長があらかじめ認める。

(1) 共済委託団体における事務処理において、払込期日までに共済基金分担金の支払いができない特別な理由がある場合

(2) 震災その他の緊急事態が発生し、共済基金分担金の支払いが遅延する場合

(共済委託申込書の返却)

第11条 規程第19条に規定する共済委託申込の重複が、共済委託申込書を受け付けた場合に判明したときは、本会は、共済委託団体に取消処理をする旨を書面をもって通知し、共済委託申込書を共済委託団体に返却する。

(失効又は異動の事実が発生したときの証明の方法について)

第12条 規程第20条第1項に規定する失効又は第22条第1項に規定する異動の事実の発生を証明するものとして、共済委託団体は延床面積、建築(取得)年月、建築(取得)価額及び構造が明記された財産を管理する台帳等(以下「財産管理台帳」という。)を提出しなければならない。ただし、これによりがたい場合には、その事実を証明できる書類

に代えることができる。

(共済委託契約の解除)

第13条 規程第21条第2項に規定する既経過期間は、共済期間始期日から本会が共済委託団体からの解除の通知を受けた日までの期間とする。

(施行に関し必要な事項)

第14条 この細則の施行に関し必要な事項は、常務理事が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 再調達価額及び共済目的見積価額の算出に関する細則(平成7年7月25日付調第3号)は、廃止する。
- 3 この細則施行の際、この細則による改正前の細則に基づいて締結した共済委託契約で、共済期間の満了しないものについては、なお、従前の例による。
- 4 規程第3条第2項かっこ書きに該当する建物の従物又は付属設備であって、動産として委託がされている共済の目的は、当分の間、その共済目的見積価額を再調達価額とみなす。

附 則

この細則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この細則施行の際、この細則による改正前の細則に基づいて締結した共済委託契約で、共済期間の満了しないものについては、なお、従前の例による。

別表第1 建物再調達価額基準建築単価表

この表は、建築年又は建築価額が不明な建物及び年次別建築費指数表から該当する建築費指数が得られない建物に適用する。ただし、昭和39年以前に建築された木造学校建物及び建築年が不明な木造学校建物を除く。

(単位：円/㎡)

主体構造 用途	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	コンクリート ブロック造	鉄骨造	木造
a 庁舎	235,000	180,000	115,000	90,000	95,000
b 住宅	165,000	155,000	105,000	90,000	100,000
c 校舎	135,000	135,000	100,000	80,000	90,000
d 倉庫	130,000	130,000	70,000	60,000	60,000
e その他	205,000	155,000	100,000	70,000	95,000

備考1 この表を適用する用途分類は、次のとおりとする。

a 庁舎

庁舎、一般事務所、議会棟、公会堂、ホール、会館、美術館、博物館、図書館、体育館、病院、保健所、診療所

b 住宅

住宅

c 校舎

幼稚園園舎、学校校舎、学校講堂、学校体育館、学校図書館、学校実習室、学校給食室、学校部室、学校便所、公民館、集会所、研修所、保育所、福祉集会所、住宅集会所、簡易事務所、休憩所、待合所、宿直室、柔剣道場、母子寮、老人ホーム、寮舎、宿舎

d 倉庫

学校温室、学校物置、学校小屋、学校廊下、学校渡廊下、動物飼育舎、温室、

塵芥集積所、市場、産業倉庫、と畜場、畜舎、共同作業所、訓練作業所、加工場、住宅物置、自転車置場、車庫、駐車場、上屋、簡易上屋、倉庫、廊下、渡廊下、簡易機械室棟、簡易熱源機械室棟

e その他

給食センター、便所、プール（室内）、競技場、スタンド、保養所、霊安室、死体安置室、焼却場、処理場、火葬場、斎場、浴場、養護医療施設、店舗、冷蔵庫、住宅処理場、湯沸場、水飲場、洗場、食堂、調理室、脱衣室、風呂場、工場機械室棟、工場熱源機械室棟

2 この表の主体構造に該当しない建物については、構造級別に応じて以下の単価を準用する。

- (1) 1級構造建物 鉄筋コンクリート造
- (2) 2級構造建物 コンクリートブロック造
- (3) 3級構造建物 木造
- (4) 前3号の構造級別では実態と乖離する場合は、別途常務理事が認める単価を適用することができる。

3 この表の単価は、次の要素に基づき、増額又は減額することができる。

(1) 増額要素

- イ 形状が特殊な建物、規模が大きい建物又はグレードが高いと認められる建物……………10%以内
- ロ 昇降機を有する等、建築費に占める設備費比率が高いと認められる建物……………10%以内

(2) 減額要素

- イ 昭和29年以前に建築された建物及び建築年が不明な建物……………20%以内
- ロ 昭和30年代に建築された建物……………10%以内
- ハ 建物の主要構造部の材質・仕様からみて、一般的にグレードが低いと認められる建物……………10%以内

4 この表の単価には、基礎工事費用を含む。

- 5 この表の単価を使用して算出した建物の価額は、平成6年における当該建物の価額とする。
- 6 共済期間中に用途が変更した場合でも、当初設定の用途を適用する。ただし、建物の主要構造部の1種以上について過半の修繕を行っている場合は改修とみなし、用途を変更することができる。

別表第2 木造学校建物再調達価額基準建築単価表

この表は、昭和39年以前に建築された木造学校建物および建築年が不明な木造学校建物に適用する。

(単位：円/㎡)

建 物 用 途	建 築 年	基準建築単価
校舎・園舎、講堂、体育館、図書室、実習室、給食室、 便所、その他これらに類する用途の建物	昭和24年以前 および不明	65,000
	昭和25年以降 昭和29年以前	75,000
	昭和30年以降 昭和39年以前	85,000
渡廊下、倉庫、その他これらに類する用途の建物およ び小規模建物	昭和39年以前 および不明	50,000

備考1 この表の単価は、次の要素に基づき、増額または減額することができる。

ただし、建築年が不明な建物、および昭和24年以前の建物についての増額要素は無いものとする。

(1) 増額要素

建物の形状が特殊で一般的にグレードが高いと認められる建物

..... 10%以内

(2) 減額要素

イ 建物の主要構造部の材質・仕様から見て、一般的にグレードが低い

と認められる建物..... 10%以内

ロ 大幅な改修工事がされていないため、老朽化が進んでいる建物

..... 10%以内

2 この表の単価には、基礎工事費用を含む。

3 この表の単価を使用して算出した建物の価額は、平成6年における当該建物の価額とする。